

## 「基本方針 2007」の総点検について

平成 20 年 4 月 1 日

伊藤 隆 敏

丹羽 宇 一 郎

御手洗 富士夫

八 代 尚 宏

成長力加速プログラム・タスクフォース

1. 今般、「基本方針 2007」において取り組むこととされた 149 項目の施策につき、各府省からの提出資料等を通じて取組状況の総点検を行った。また、本作業に加えて、成長力加速プログラム・タスクフォースにおいては、「基本方針 2007」中の「成長力加速プログラム」に盛り込まれた施策につき、特に重点的に取組状況の点検を行った。
2. 具体的には、上記 149 項目につき、以下のように分類して、平成 19 年度末時点における取組状況と今後の実施予定を点検した。

事項分類	項目数
イ 取組期限が明示されている事項	
イー1 19 年度中に取組を行うとされた事項	37
イー2 それ以降に取組期限が明示されている事項	19
ロ 取組期限が明示されていない事項	93

3. 点検の結果、イー1に分類された各事項については、一部の項目を除き、概ね決定事項に沿った取組が行われたものと考えられる。

イー2やロに分類された各事項についても、各府省において一定の取組が推進されている。ただし、施策によって進捗状況にバラツキが見られるほか、明確な期限を定めた工程表が示されていないものがある等の問題があり、今後、改善を図ることが望まれる。

「基本方針 2007」の主な項目の取組状況(各府省からの報告に基づく)及び「基本方針 2008」の策定に向けた今後の施策の方向性は別紙のとおり。

4. 取組を着実に推進させる観点からは、取組期限や量的な指標を明示し、逐次その達成状況を点検することが重要である。「基本方針 2007」では半数以上の項目につき、取組期限が明示されていないほか、量的な指標が盛り込まれている項目も少ない。「基本方針 2008」の策定に当たっては、各施策の取り組むべき期限や量的な指標などを極力盛り込み、PDCA サイクルにより、各施策を着実に実行に移すべき。

※ なお、各項目の取組状況に関する詳細は、経済財政諮問会議のウェブサイトに掲載する。

## 主な項目の取組状況と今後の施策の方向性

〔○:取組状況、◇:今後の施策の方向性〕

### 1. 成長力の強化

#### (1)「ジョブ・カード」制度 ～誰でもどこでも職業能力形成に参加でき、能力を発揮できる社会の実現のため、「ジョブ・カード」制度を導入する。～

- 平成 19 年 12 月に「ジョブ・カード構想委員会」において最終報告をとりまとめ。本報告及び「ジョブ・カード推進協議会」(平成 20 年3月設置)が策定する「全国推進基本計画」を踏まえ、平成 20 年度より制度を本格実施予定。
- ◇平成 20 年度中にジョブ・カード制度を全国的に展開するとともに、短期雇用者のキャリア・アップ支援や高齢者雇用の促進等にも活用できるよう、制度の整備・充実を図る。

#### (2)中小企業等の生産性向上と最低賃金の引上げ

～働く人の賃金の底上げを図る観点から、中小企業等の生産性の向上とともに、最低賃金を引き上げるための施策を推進する。～

- 平成 19 年 11 月に「中小企業生産性向上プロジェクト」を策定。
- 最低賃金法改正法案成立(第 168 回国会)。成長力底上げ戦略推進円卓会議において施策を推進。
- ◇業種別の生産性向上に向けて、業種横断的対策(IT 化の加速、経営の効率化・ネットワーク化、円滑な事業転換・退出支援等)を実行するとともに、内閣府がとりまとめる「業種別生産性向上に向けた検討課題」の成果も参考にしつつ、サービス業・中小企業を対象とした業種別生産性向上プログラムを策定・実行する。

#### (3)IT 革新 ～IT の本格的活用のため、社会横断的な IT 基盤を整える。～

- 平成 20 年1月に「ユビキタス特区」を創設(同年 1 月に 22 のプロジェクトを決定<第1次>、引き続き同年3月に6のプロジェクトを決定<第2次>)。
- 中小企業における SaaS・ASP の普及促進に向け、昨年末に安全性・信頼性指針を策定するとともに、平成 20 年1月にサービスレベル合意のガイドラインを策定。
- ◇世界最先端の電子政府の実現に向けて国家的取組を強化するため、国として目指す総合・統一的な「ワンストップ電子行政」構想を早期に策定し、実行する。
- ◇中小企業の IT 化を加速するため、SaaS・ASP 導入による IT 投資の標準化を推進する。

#### (4)規制の集中改革プログラム ～官製市場を始めとする分野の規制改革を集中的に実施し、生活に密着した産業の創造や公共サービスの効率化・質の向上等を実現する。～

- 平成 19 年6月に「規制改革推進のための3か年計画」を閣議決定。規制改革会議がとりまとめた「規制改革推進のための第2次答申」の具体的施策等を踏まえ、平成 20 年3月 25 日に「規制改革推進のための3か年計画」を改定(閣議決定)。
- ◇医療・介護・保育等の生活直結型サービスの革新に向け、消費者の立場にたった規制改

革を推進する(大都市圏における保育所の面積基準や保育従事職員の資格基準の緩和等)。

#### **(5)EPA 交渉の取組強化 ～EPA について締結国数、質とも充実させる。～**

- EPA 工程表(「基本方針 2007」別表)にしたがって、交渉を積極的に推進(現時点で、アジア地域を中心に発効済5、署名・妥結済4、交渉中6)。
- ◇「基本方針 2006」で示された「2010 年に貿易額の 25%以上」との目安を実現すべく、2010 年までを視野に入れつつ EPA 工程表を改定する。豪州、韓国、EU、米国等との EPA 締結交渉・検討を本格化する。

#### **(6)金融・資本市場の競争力強化 ～金融・資本市場の競争力強化のため、総合的な改革プランを策定する。～**

- 平成 19 年 12 月に「金融・資本市場競争力強化プラン」を取りまとめ。取引所の競争力の強化、銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し、規制・監督の透明性・予見可能性の向上等の幅広い施策を推進。「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出。
- ◇「金融・資本市場競争力強化プラン」を早期に実行に移すとともに、「貯蓄から投資へ」の資金の流れを拡大するために、確定拠出年金の改革や公的年金基金の運用改善等について検討する。

#### **(7)労働市場改革 ～仕事と家庭・地域生活の両立が可能なワーク・ライフ・バランスの実現に向け、「憲章」及び「行動指針」を策定する。～**

- 平成 19 年 12 月に「ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定。
- ◇同会議の下に、政労使、有識者等により構成される「仕事と生活の調和連携推進・評価部会(仮称)」を設置し、「憲章」及び「行動指針」について点検・評価を行う。
- ◇働く意欲のあるすべての人々が能力を発揮し、全員が経済活動に参加する環境整備を目指して、「新雇用戦略」を策定する。

## **2. 21 世紀型行財政システムの構築**

#### **(8)歳出・歳入一体改革 ～経済成長を維持しつつ、国民負担の最小化を第一の目標に、歳出改革に取り組む。「基本方針 2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。それでも対応しきれない社会保障や少子化などに伴う負担増に対しては、安定財源を確保し、将来世代への負担の先送りをしないようにする。～**

- 平成 20 年度予算では、社会保障や公共投資をはじめとする各分野において徹底した見直しを行い、「基本方針 2006」に定められた歳出改革を2年目においても確実に実施。
- ◇「基本方針 2006」・「基本方針 2007」に則り、歳出改革を平成 21 年度以降も着実に実施。
- ◇平成 16 年年金改正法、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」や平成 20 年度与党税制改正大綱の「基本的考え方」を踏まえ、消費税を含む税体系の抜本的な改革について、早期

に実現を図る。

**(9) 公務員制度改革 ～改革の全体像を念頭に置きながら、実現できる改革から迅速に実現し、公務員制度改革を前進させる。～**

- 官民人材交流センターの年内設置に向け、準備室を設置した。「国家公務員制度改革基本法案」(仮称)の今国会提出に向け、立案作業中。
- ◇引き続き、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について、パッケージとしての改革を進める。

**(10) 独立行政法人改革 ～すべての独立行政法人(101 法人)について、民営化や民間委託の是非を検討し、「独立行政法人整理合理化計画」を策定する。～**

- ◇平成 19 年 12 月 24 日に同計画を閣議決定。法人の廃止・民営化等、222 の事務・事業の見直し、官民競争入札の導入等により、法人数の削減(101 法人→85 法人)、1,569 億円(平成 20 年度)の財政支出削減を実現。

**(11) 市場化テストの推進 ～「公共サービス改革法」に基づく市場化テストの積極的な導入を推進する。～**

- 公共サービス改革基本方針を改定し(平成 19 年 10 月、12 月)、これまでに国・独立行政法人の71事業につき官民競争入札等の実施を決定。
- ◇本格的な事業仕分けとするために、各省別に事業を選ぶのではなく、全府省横断的に取り組む観点から検討(各府省の内部管理事務および地方出先機関の業務)。

**(12) 地方分権改革 ～今までの国と地方の関係を大胆に見直し、「地方が主役の国づくり」を目指す。～**

- 地方分権改革推進委員会で、「中間的な取りまとめ」公表(19 年 11 月 16 日)。
- ◇現在、同委員会にて、国の出先機関の見直し等について審議中。本年末の勧告で、見直しについて盛り込むことを予定。

**3. 持続的で安心できる社会の実現**

**(13) 環境立国戦略 ～地球環境問題に積極的に取り組み、環境保全と経済成長を実現する。～**

- 福田総理がダボス会議演説にて、「クール・アース推進構想」の具体的提案(平成 20 年 1 月 26 日)。また、低炭素社会に向けた様々な課題について議論を行うため、内閣総理大臣主宰で「地球温暖化問題に関する懇談会」を開催(平成 20 年 2 月)。
- ◇京都議定書目標の確実な達成に全力で取り組むとともに、北海道洞爺湖サミットへ向け、国内外での議論を引き続き推進。

**(14) 少子化対策の推進 ～国や社会の存立基盤に関わる最重要課題であるという認識の下、平成 19 年内に「重点戦略」を策定するなど、取組を強化する。～**

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略」を取りまとめ(平成 19 年 12 月 27 日)。
- ◇保育所等の待機児童解消をはじめとする保育政策を質・量ともに充実・強化し、推進するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開する。

#### (15) 質の高い社会保障サービスの構築

～自立の精神を大切にしつつ、分かりやすく親切で信頼でき、かつ国民のニーズにこたえた安全・安心で質の高いサービスを安定的に供給する持続可能な制度を構築する。～

- 社会保障政策の課題と対応の方向性等について、経済財政諮問会議において議論。社会保障のあるべき姿等について議論を行うため、社会保障国民会議を開催(平成 20 年1月)。
- ◇社会保障国民会議と連携をとりつつ、社会保障と税の一体的改革を推進する。